

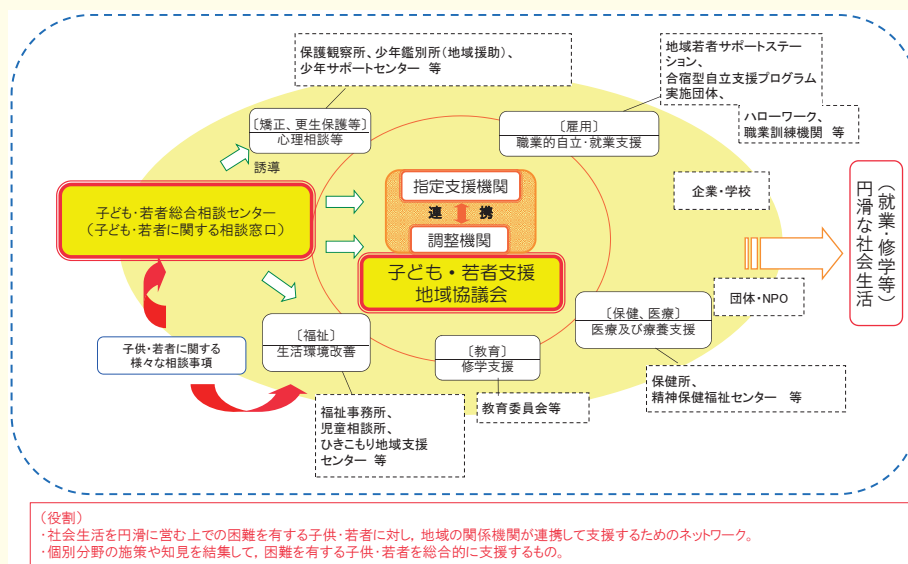
第3章 困難を有する子供・若者やその家族の支援

第1節 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

1 子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築

○内閣府は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び活用を推進するため、平成29（2017）年度は、都道府県及び市町村を対象とした「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施した。また、困難を有する子供・若者に対する支援に関する調査研究として、平成29年度は、自治体に対し、子供・若者支援に係るネットワークに関する調査を実施した。

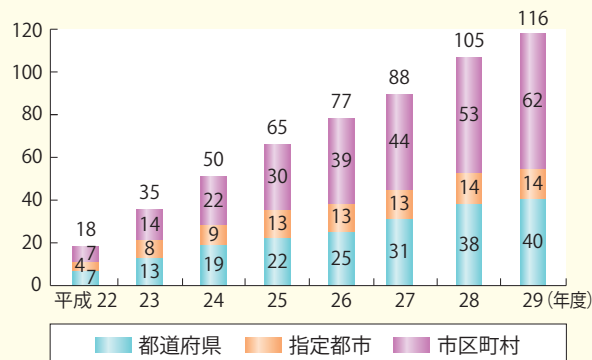
図表8 子ども・若者支援地域協議会



（出典）内閣府資料

図表9 子ども・若者支援地域協議会設置数の推移

◆平成29年度時点で、116自治体に設置。



（出典）内閣府資料

2 アウトリーチの充実

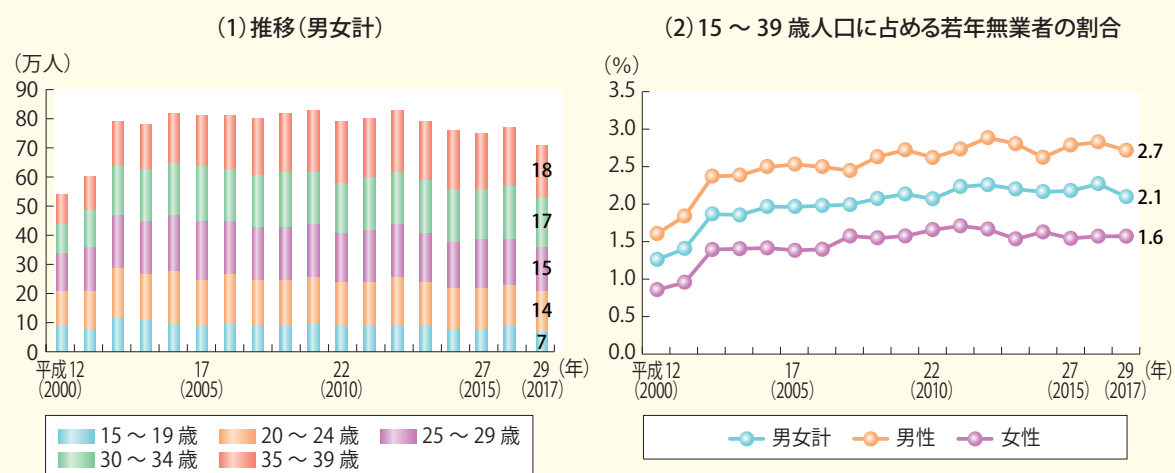
○内閣府は、アウトリーチに携わる人材の養成を目的とした「アウトリーチ（訪問支援）研修」、困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する公的相談機関の職員や、NPO法人等の職員を対象に、適切な支援を行うために必要な知見等の習得を目的とした研修を実施し、子供・若者育成支援に関わる幅広い人材の養成に努めている。

第2節 困難な状況ごとの取組

1 若年無業者、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

図表 10 若年無業者数

◆15～39歳の若年無業者数は、平成29年で71万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.1%であった。



(出典) 総務省「労働力調査」

(注) 1. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2. 男女別のそれぞれの数値を四捨五入しているため、男女計の数値とは合わない。